

福岡県立直方特別支援学校における通級による指導実施要綱

福岡県教育委員会

(趣旨)

第1条 この要綱は、学校教育法施行規則第140条及び第141条に基づき、福岡県立直方特別支援学校（以下「直方特別支援学校」という。）において実施する通級による指導（以下「通級指導」という。）に関して必要な事項を定めるものとする。

(通級指導対象者)

第2条 通級指導の対象となる者は、次の各号に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 公立の小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校前期課程（以下「在籍校」という。）の通常の学級に在籍する児童又は生徒
- (2) 障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について（平成25年10月4日25文科初第756号文部科学省初等中等教育局長通知）において、通級による指導の対象として示されているもののうち、「言語障害者」又は「難聴者」の項に該当する者であること。

(通級指導の開始手続)

第3条 在籍校の校長は、通級指導を受けることについて保護者からの希望があり、かつ、当該指導を受けることが適当であると認められる児童又は生徒がある場合は、市町村教育委員会にその旨を申し出る。

- 2 市町村教育委員会は、前項の申出を受けた児童又は生徒について、通級指導を受けることが適当と認める場合は、直方特別支援学校長に対して、通級による指導の実施を依頼する。
- 3 直方特別支援学校長は、前項の依頼に対して実施の可否を決定し、その旨を市町村教育委員会に通知するとともに、速やかにその写しを福岡県教育庁教育振興部特別支援教育課長（以下「特別支援教育課長」という。）に送付する。
- 4 市町村教育委員会は、前項の通知の内容を在籍校の校長及び保護者に通知する。

(特別の教育課程の編成)

第4条 在籍校の校長は、直方特別支援学校長と協議し、通級による指導を受ける児童又は生徒について特別の教育課程を編成するものとする。

- 2 在籍校の校長は、前項に規定する教育課程を編成した場合は、速やかに市町村教育委員会に届け出るものとする。
- 3 前項の届出を受けた市町村教育委員会は、その写しを直方特別支援学校長に送付するものとする。

(保護者への通知)

第5条 在籍校の校長は、前条の特別の教育課程を編成したときは、当該児童又は生徒の保護者に対し、通級指導を行う日時など必要な事項を通知するものとする。

(通級指導の場所等)

第6条 通級指導は、直方特別支援学校で実施する。

2 交通機関の状況等により直方特別支援学校への通学が著しく困難な場合は、前項の規定にかかわらず、市町村教育委員会、在籍校の校長及び直方特別支援学校長が協議の上、在籍校への巡回による指導を行うことができる。

(通級指導の状況報告)

第7条 直方特別支援学校長は、通級指導を受けている児童又は生徒に係る指導の状況について、在籍校の校長に対し、定期的に、及び在籍校の校長の求めに応じて報告しなければならない。

(通級指導の終了手続)

第8条 在籍校の校長は、通級指導を終了することが適当であると認められる児童又は生徒がある場合は、保護者及び直方特別支援学校長の同意を得た上で、市町村教育委員会にその旨を届け出る。

2 市町村教育委員会は、前項の届出を受けた児童又は生徒について、通級による指導を終了することが適当と認める場合は、直方特別支援学校長、在籍校の校長及び保護者に対してその旨を通知する。

3 直方特別支援学校長は、前項の通知を受けた後、速やかにその写しを特別支援教育課長に送付するものとする。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。